

令和3年度 第2回四街道市社会教育委員会議次第

日時：令和4年1月31日（月）13時30分～

場所：市第二庁舎2階第2会議室

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 委員長挨拶
- 4 会議の公開等について
 - (1) 会議の公開について
 - (2) 会議録の作成について
 - (3) 議事録署名人について
- 5 議題
 - ・四街道市芸術文化振興助成金について
- 6 その他
 - (1) 令和3年度社会教育関係事業の報告
 - (2) 令和4年度印旛郡市社会教育振興大会について
 - (3) 委員長報告
 - (4) その他
- 7 閉会

令和4年度 芸術文化振興助成金交付要望申請一覧

No.	団体名 代表者・氏名	開催日時 開催場所	事業名 目的 ゲスト等	入場料 予定入場者	総経費額 助成対象額 要望金額	判断要件(要綱・基準)
1	四街道市民オペラ実行委員会 仲村 保徳	令和4年8月28日(日) 市文化センター(大ホール)	(事業名) 四街道市民オペラ公演「はまゆう物語(仮題)」 (目的) 多くの観客の皆さんに舞台をご覧いただき、歌劇の魅力・感動を共有することで「街の文化向上」が期待できる。	入場料2000円 (子ども・障害者1000円) 予定入場者 943名	4,687,000円 1,300,000円 500,000円	①要綱 第2条第1項第1号(音楽・演劇公演) ②要綱 第4条第1項第1号(市内1/2以内の額) ③基準 第3条第1項第1号(市民が実施) ④基準 第4条第1項第1号(企画事業) ⑤基準 第5条第1項第1号(市内域内)
2						
3						
4						

四街道市芸術文化振興助成金交付要望書

令和3年12月23日

四街道市教育委員会教育長 様

申請者

住所又は所在地

四街道市

団体名

四街道市民オペラ実行委員会

代表者氏名

仲村 保徳

TEL

【携帯】

下記の事業について助成金の交付をうけたいので、関係書類を添えて要望いたします。

記

1 事業名 四街道市民オペラ公演「はまゆう物語（仮題）」

2 交付要望額 500,000 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約・会則等、会員名簿
- (4) 活動内容の分かる資料（チラシ・パンフレット等）
- (5) 市外開催に係る理由書（市外開催の場合のみ）

【担当者連絡先】

〒

住所

氏名

TEL

Fax

E-mail



事業計画書

事業名	四街道市民オペラ公演「はまゆう物語（仮題）」
事業区分	○企画事業 ・ 記念・周年事業
日時	令和4年8月28日（日）（2ステージ）
会場	名称 四街道市文化センター 大ホール（収容定員 943名） 所在地 四街道市大日396
参加者人数	約80～100人（主催団体15人 + 一般参加者見込80人）
事業目的 【意義・効果】	<p>事業について、<u>市民参加の度合い（市民参加型や地域連動型等、教育普及効果の高さ）、公益性・公共性、（芸術性、創造性）</u>等が審査対象になりますので、具体的に詳しく記入下さい。</p>
	<p>市民参加性</p> <p>（市民にどのように参加してもらうのか、どのように呼びかけるのか等） チラシ・ポスターを、市内小中学校・自治会への配布掲示をします。また近隣の市外の公共施設を利用してチラシ・ポスターの配布・掲示を行い幅広い参加を呼びかけると同時に、日常的に合唱サークルなどにも参加を呼びかけます。</p>
	<p>公益性・公共性</p> <p>（助成金の活用方法や効果、開催の意義等） 私たち「四街道市民オペラ実行委員会」は、「この街に豊かな文化を。子どもから大人まで歌劇がおこなす感動を共有します。たくさんの感動に出会えたら、人として心豊かな感性が育まれる」などを目的としています。 作品は、広島・長崎に落ちた原子爆弾の被害から兵舎の庭によみがえったはまゆうの花を平和のシンボルとして日本だけにとどまらず、世界に広げる物語で、戦争の悲惨さだけでなく命の大切さを伝える内容であり、街の文化向上に貢献します。 助成金は、沢山の人が観てもらうために、入場料を低額に抑えることができ、私たちの取り組みとしてはなくてはならないものです。</p>
	<p>期待される効果</p> <p>（今後の発展性等） ①核兵器のない平和な世界の実現に貢献します。 ②多くの観客の皆さんに舞台をご覧いただき、歌劇の魅力・感動を共有することで「街の文化向上」が期待できます。 ③5～6ヶ月に渡る稽古の中で、三世代交流などによって、連帯感・相互理解が生まれ、街の文化を豊かにします。</p>

	その他	<p>(事業の特徴や独自性、特記事項等)</p> <p>市民オペラが公益財団法人四街道市地域振興財団・四街道市教育委員会・四街道市民オペラ実行委員会と一緒に公演されることは、市民にとって大きな喜びになると考えます。</p> <p>今回も、初回同様に2回の公演を満席にしたいと考えています。</p>
事業内容	ジャンル	○音楽・演劇・舞踊・伝統芸能・美術・文芸・文化財 その他()
	入場者見込数	943名(事業が複数の場合は延べ人数)
	入場料の徴収	有(大人2,000円・子ども・障がい者1,000円)
	広報・周知方法	チラシ・ポスターの掲示配布 市政だより・財団ニュースなどを考えています。
	後援・協賛者	後援：四街道市・四街道市社会福祉協議会・各新聞社・各市民団体など
	構成等	<p>(演目や曲目、特別出演者、展示作品の種類や点数等、事業の内容を具体的に記入下さい。)</p> <p>あらすじ：太平洋戦争中、広島で被爆した陸軍兵士の尾島良平は、広島の陸軍兵舎の庭で大切に育てていたはまゆうの花が被爆でどうなってしまったのか心配で、終戦から3ヶ月後に再び広島の兵舎跡にやってみると瓦礫の下から、被爆による放射能の汚染に耐えぬいたはまゆうの花が無事に生きていたのを発見し、花の尊い生命力に感動した尾島良平は、はまゆうを故郷の鎌倉の自宅で育て続け、平和の尊さを語る花として、日本中、世界中に花を広めてゆくのであった。戦争や原爆の悲惨さがテーマではなく、広島の被爆の惨禍を耐えぬいた白いはまゆうの花の美しさと生命力が作品のテーマであり、花の美しさと生命力の尊さが、声楽、合唱、演劇、バレエでわかりやすく表現される。</p>
	その他・特記事項	<p>○添付 趣旨書</p> <p>○事業の終わりは、2022年10月23日(日)のサツマイモ掘り交流会といたします。</p>

趣旨書

四街道市民オペラ

主催団体 四街道市民オペラ実行委員会

実行委員長 仲村保徳

私たち「四街道市民オペラ実行委員会」は、この街に豊かな文化を、子どもから大人まで演劇（歌劇）がおりなす感動を共有するとともに、人として心豊かな感性が育まれることなどをめざし、2018年度から継続（隔年）して「四街道市民オペラ」を、四街道市文化センター大ホールで公演を始めました。

初回2018年度では、第二次世界大戦の中、ナチスドイツのユダヤ人迫害から命を救ったリトアニア外交官「杉原千畝」物語を公演。満席の二回公演は大きな反響を呼び大きな成功を得ることが出来ました。

第二回目の作品は、広島の爆心地から約2キロにあった晩部隊兵舎の庭に植えられていた浜木綿が被爆しながらも花を育てていた兵長の故・尾島良平さんが、がれきの中から球根を見つけ「平和のシンボル」として広め続けたことにより運動が広がり、1995年には被爆ハマユウクラブが発足します。作品は、普及に取り組んでいる人々の活動をモデルにしながらフィクションを交えて、被爆「はまゆう物語」を創作します。

この作品は2020年度で第二回目に公演する予定でしたが、皆さんもご存じの通り、コロナの拡大に歯止めがかからず、中止とした作品を第三回目に取り組むものです。

四街道市民オペラの出演者は広く市内外の皆さんへ公募し、80～100名（大人7割・子ども3割）で、8月28日（日）に四街道市文化センター大ホールで2回公演を行います。

子どものうちに演劇、音楽など優れたものを観たり自分たちで作り出すことは、人として豊かな感性と創造性を育てる上で欠くことの出来ない大切なことです。

子どもたちの成長につながる取り組みに致します。

趣旨をご理解の上、ご協力ご支援よろしく願いいたします。

以上

2022 四街道市民オペラ収支予算額

収入	支出	収支
4,687,500	4,687,500	0

【収入の部】

(単位:円)

区分	項目	予算額	単価	数	単位	備考	
事業収益	チケット収入	大人	2,600,000	2,000	1,300	枚	
		小人・障がい者	100,000	1,000	100	枚	
		大人当日	107,500	2,500	43	枚	
	小計(ア)		2,807,500				
助成金	四街道市芸術文化振興助成金		500,000	500,000	1	式	
	小計(イ)		500,000				
自己資金	出演者参加費	大人	1,000,000	20,000	50	人	
		小5~高校生	100,000	10,000	10	人	
		年長~小4	30,000	6,000	5	人	
		グループ参加	60,000	3,000	20	人	
		繰越金		0	0		
	協賛金	企業・団体		60,000	3,000	20	口
				50,000	5,000	10	口
		個人		50,000	10,000	5	口
				30,000	1,000	30	口
	小計(ウ)		1,380,000				
合計(ア+イ+ウ)		4,687,500					

【支出の部】

(単位 円)

区分	項 目		予算額	単 価	数	単位	備考		
助成対象経費	舞台制作費	舞台監督料	200,000	200,000	1	式			
		舞台美術デザイン料	100,000	100,000	1	式			
		照明プラン・照明費	500,000	500,000	1	式			
		音響プラン・音響費	300,000	300,000	1	式			
		会場付帯設備使用料	200,000	200,000	1	式			
	小計(A)		1,300,000						
助成対象外経費	謝金	原物料	西村	50,000	50,000	1	式		
		台本料	安藤	150,000	150,000	1	式		
		作詞	安藤	50,000	50,000	1	式		
		作詞	江森	20,000	20,000	1	式		
		作曲	安藤	150,000	150,000	1	式		
		総監督	安藤	40,000	40,000	1	式		
		歌唱指導	太田	100,000	5,000	20	回		
		歌唱指導	山下	50,000	5,000	10	回		
		演出料	中原	300,000	300,000	1	式		
		演出助手	角	100,000	100,000	1	式		
		舞台スタッフ費	*	100,000	25,000	4	日		
		振付プラン	鴻巣	100,000	100,000	1	式		
		振付指導	鴻巣	200,000	200,000	1	式		
		振付指導助手	調整中	50,000	50,000	1	式	尾川真理先生	
		稽古ピアノ	依頼中	150,000	7,500	20	回		
		稽古ピアノ	津久間	75,000	7,500	10	回		
		公演ピアノ演奏	尾川	150,000	50,000	3	回		
	市民スタッフ		84,000	3,000	28	人			
	旅費	公演交通費	ピアノ	尾川	4,080	1,360	3	回	
			ピアノ	津久間	5,940	1,980	3	回	
			歌唱指導	山下	1,800	600	3	回	
			舞台監督	西脇	2,300	2,300	1	回	
			美術	小野	9,440	2,360	4	回	
			演出	中原	2,680	2,680	1	回	
			演出助手	角	2,400	2,400	1	回	
		稽古交通費	ピアノ	依頼中	27,200	1,360	20	回	尾川真理先生
			ピアノ	津久間	19,800	1,980	10	回	
			歌唱指導	山下	6,000	600	10	回	
演出			中原	42,880	2,680	16	回		
	演出助手	角	38,400	2,400	16	回			
舞台制作費	大道具製作費		200,000	200,000	1	式			
	大道具運搬費		50,000	50,000	1	式			
	小道具製作費		50,000	50,000	1	式			
	衣裳デザイン・製作費		150,000	150,000	1	式			
	ピアノ調律		24,200	24,200	1	式			
	舞台製作宿泊費		40,000	2,500	16	泊			
	舞台製作弁当代		50,000	500	100	個			
	稽古会場費		50,000	5,000	10	日			
制作費	消耗品費		30,000	30,000	1	式			
	参加者公募チラシ		16,800	1.4	12,000	枚			
	参加者公募ポスター		4,000	50	80	枚			
	公演チラシ		16,800	1.4	12,000	枚			
	公演ポスター		2,400	30	80	枚			
	パンフレット		75,000	50	1,500	冊			
	チケット制作		6,000	3	2,000	枚			
	事務所経費		210,000	15,000	14	月			
	事務人件費		150,000	150,000	1	式			
	通信関係費		10,000	10,000	1	式			
	振込手数料		4,400	4,400	1	式			
	実行委員会交通費など		60,000	3,000	20	回			
	文化センターチケット販売手数料		20,000	200	100	枚			
	感染症対策費		46,000	46,000	1	式			
	その他(繰越金含む)		39,980	39,980	1	式			
		小計(B)		3,387,500					
	総計(A+B)		4,687,500						

芸術文化振興助成金事業実績 <平成27年度～令和3年度>

No.		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1	団体名	四街道市民ミュージカル実行委員会	交付事業なし	四街道市民ミュージカル実行委員会	四街道市民オペラ実行委員会	四街道市民ミュージカル実行委員会	四街道市美術協会	四街道市民ミュージカル実行委員会
	代表者名	濱砂 喜富		濱砂 喜富	仲村 保徳	猿田 重昭	櫻井 邦彦	羽鳥 由美子
	事業名	四街道市民ミュージカル公演Ⅱ		第3回 四街道市民ミュージカル公演	第1回 四街道市民オペラ公演	第4回 四街道市民ミュージカル公演	第30回郷土作家展 記念作品集刊行	第5回 四街道市民ミュージカル公演
	実施日 実施場所	平成27年8月29日・30日 市文化センター		平成29年9月2日・3日 市文化センター	平成30年9月1日 市文化センター	令和元年8月31日・9月1日 市文化センター	<事業中止>	<事業中止>
	総事業費	6,366,150円	0円	3,490,958円	5,373,000円	5,150,516円	442,000円	5,584,000円
	助成金	500,000円	0円	500,000円	500,000円	500,000円	200,000円	500,000円
2	団体名	四街道市大正琴同好会				四街道写友会	四街道市民オペラ実行委員会	四街道市美術協会
	代表者名	水野 静代				松崎 慎治	仲村 保徳	櫻井 邦彦
	事業名	四街道市大正琴同好会20周年記念演奏会				四街道写友会創立40周年記念写真展	四街道市民オペラ公演	第30回郷土作家展 記念作品集刊行
	実施日 実施場所	平成27年7月30日 市文化センター				令和元年5月28日～6月2日 市民ギャラリー	<事業中止>	令和4年1月31日刊行予定
	総事業費	713,627円	0円	0円	0円	78,051円	5,556,433円	442,000円
	助成金	200,000円	0円	0円	0円	21,000円	500,000円	200,000円
3	団体名	マンドリーノ・チェリー				歌謡会	四街道シニア・ポップス・オーケストラ	四街道シニア・ポップス・オーケストラ
	代表者名	星野 則子				水野 静代	佐々木 信一	日和 一郎
	事業名	マンドリーノ・チェリー創立15周年記念演奏会				第50回記念 歌謡会	10周年記念定期演奏会	10周年記念定期演奏会
	実施日 実施場所	平成28年3月21日 市文化センター				令和元年7月7日 市文化センター	<事業中止>	令和4年1月16日 市文化センター
	総事業費	541,878円	0円	0円	0円	547,494円	484,000円	500,000円
	助成金	128,000円	0円	0円	0円	150,000円	164,000円	172,000円
4	団体名							
	代表者名							
	事業名							
	実施日 実施場所							
	総事業費	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	助成金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	年間総事業費	7,621,655円	0円	3,490,958円	5,373,000円	5,776,061円	0円	942,000円
	年間総助成金	828,000円	0円	500,000円	500,000円	671,000円	0円	372,000円

○四街道市芸術文化振興助成金交付要綱

平成6年3月28日

告示第49号

改正 平成16年8月19日告示第136号

平成21年3月30日告示第63号

平成23年3月30日告示第55号

平成25年3月28日告示第37号

平成26年3月31日告示第65号

平成27年3月30日告示第42号

平成30年3月30日告示第49号

平成31年3月31日告示第55号

令和3年3月12日告示第32号

(趣旨)

第1条 市長は、芸術文化の振興を図るため、市民が行う芸術文化活動に要する経費について、四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、当該年度の予算の範囲内において四街道市芸術文化振興助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(対象事業)

第2条 助成金の交付対象となる活動（以下「事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、政治的又は宗教的な宣伝意図を目的とする事業及び営利目的が顕著な事業は対象としない。

- (1) 音楽、演劇、舞踊、演芸、伝統芸能等の公演又は公開
- (2) 美術の展示及び関連活動
- (3) 文芸、映像芸術の創造又は公開
- (4) 伝統的建造物、遺跡等を保存し、又は活用する活動
- (5) 民俗芸能を保存し、又は活用する活動
- (6) 文化財の保存技術又は伝統工芸技術の伝承又は復活のための活動

2 前項に規定する事業は、市の区域内又はこれに隣接する市の区域で実施するものに限るものとする。

(平21告示63・平25告示37・一部改正)

(対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1事業につき500,000円を上限とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市の区域内で実施する事業 助成対象経費総額の2分の1以内の額

(2) 市に隣接する市の区域で実施する事業 助成対象経費総額の4分の1以内の額

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平16告示136・平21告示63・平25告示37・一部改正)

(交付申請)

第5条 規則第3条の規定により助成金の交付を受けようとする者は、芸術文化振興助成金交付申請書(様式第1号)を当該年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、芸術文化振興助成金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者は、事業計画等の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとするとき、又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、芸術文化振興助成金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、助成金

の交付決定の内容を変更し、又は一部若しくは全部を取り消すことができる。

2 第5条第2項の規定は、前項の場合において準用する。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする者は、芸術文化振興助成金実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算(見込)書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により助成事業の完了に係る成果の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付の決定と適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、芸術文化振興助成金交付確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた申請者が助成金の交付を受けようとするときは、芸術文化振興助成金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付方法)

第11条 助成金の交付方法は、前条に規定する請求者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成6年4月1日から施行する。

(平23告示55・旧附則・一部改正)

(失効等)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る助成金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。

(平23告示55・追加、平26告示65・平27告示42・平30告示49・

一部改正)

附 則 (平成16年告示第136号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成21年告示第63号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第55号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第37号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第65号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年告示第42号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成30年告示第49号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年告示第55号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第32号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表 (第3条第1項)

芸術文化振興事業助成対象経費一覧

項目	内容
謝金	講師謝金、編集謝金、調査謝金、原稿執筆謝金、会場整理員賃金等
旅費	交通費等
消耗品費	事業用消耗品費等
宣伝費	広告宣伝費 (新聞、雑誌、駅貼り等)、立看板費等
印刷費	プログラム・パンフレット印刷費 (無料配布する場合)、図録印刷費 (無料配布する場合)、台本印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、報告書印刷費、資料印刷費等

記録費	録画費、録音費、写真費等
委託費	調査委託費、人形・楽器・衣装等製作委託費等（特に認められた場合に限る。）、公演委託費等
資料等購入費	資料購入費等
原材料費	資材購入費等
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優等出演料等
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、副指揮料、稽古ピアニスト料、調律料、写譜料、楽器製作料等
通信費	通信連絡費、運搬費等
文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、デザイン料、プラン料、各種助手料、台本料、訳詞料、著作権使用料等
使用料及び賃借料	会場使用料（付帯設備費を含む。）、楽器借上料、器具等借上料、作品借上費、機器借上料、道路使用料、駐車料等
設営費	会場設営費、展示工作・撤去費等
舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、照明費、効果費等
保険料	保険料等
保全・補修費	町並み等の保全・補修経費等

四街道市芸術文化振興助成金交付に係る審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、四街道市芸術文化振興助成金交付要綱（平成6年告示第49号。以下「要綱」という。）第6条の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、要綱の例による。

(基準)

第3条 要綱第1条に規定する「市民が行う」とは次に掲げるものをいい、審査の際は第1号に該当するものを優先するものとする。

- (1) 市民自らが要綱第2条第1項に規定する事業を行うもの
- (2) 市民自らは要綱第2条第1項に規定する事業を行わないが、事業の企画や運営に参加するもの

第4条 要綱第2条第1項に規定する事業について、次に掲げる事業に該当するものを優先する。

- (1) 企画事業（実行委員会等を組織して行うものとする。）
 - (2) 記念事業、周年事業（おおむね10周年以上のものとする。）
2. 要綱第2条第1項ただし書の規定のほか、次に掲げる事業については要綱の助成金の対象からは除くものとする。

- (1) 学校、企業、職能団体及びこれらに準ずる団体が行う活動
- (2) 教授所、教室等が行う稽古事等の発表活動
- (3) 団体の総会、集会等の活動
- (4) 販売、出版、寄付等を目的とした活動
- (5) 要綱の助成金のほかに公的な機関から補助金や委託費等が支出されている事業

第5条 要綱第2条第2項に規定する事業の実施区域の優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 四街道市の区域内
- (2) 四街道市に隣接する市の区域

2 前項第2号に規定する区域で助成金の交付対象となる活動は、記念事業及び周年事業のみとし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 国・県等公共団体により依頼があった場合

(2) 施設の工事等により市内での会場の確保が困難な場合

(3) 市長が特別に認める場合

第6条 要綱第3条に規定する助成対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公演及びリハーサル、ゲネプロなどの直接的経費とし、練習に係るものは除く。

(2) 主催団体の構成員に支払われる経費（賃金、謝金、手数料、委託料、交通費）は除く。

(3) 主催団体又は、個人の所有となる備品（楽器、楽譜、事務機器、衣類等）は除く。

第7条 要綱第4条第1項に規定する助成金の額については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 企画事業は50万円を上限とする。

(2) 記念事業、周年事業は20万円を上限とする。

(審査)

第8条 要綱第6条に規定する審査に当たっては、四街道市社会教育委員の審議を経るものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号については、平成26年度以降の適用とする。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。